



埼玉県戦略的環境アセスメント 基本構想

～次世代の多段階型環境アセスメントの実現を目指して～

平成13年10月

埼玉県

埼玉県戦略的環境アセスメント 基本構想

～次世代の多段階型環境アセスメントの実現を目指して～

埼玉県戦略的環境アセスメント基本構想

埼 玉 県



目次

基本構想

1. 政策・計画策定段階の新たな環境配慮制度の必要性	3
2. 埼玉県戦略的環境アセスメントの目的	5
3. 埼玉県戦略的環境アセスメントの定義	6
4. 効果的、効率的な多段階型環境アセスメントの実現	8
5. 対象とする計画等の範囲及び制度化の形式	9
6. 予測・評価手法のあり方	10
7. 手続に参加する主体の役割	13
8. 手続のあり方	15
早期の制度化に向けて	17

参考資料

「論点整理編」の位置づけについて	20
1. 論点整理編	21
1. 政策・計画策定段階の新たな環境配慮制度の必要性	21
1.1 これまでの実績と残された課題	21
1.2 持続可能な発展という考え方	21
2. 埼玉県戦略的環境アセスメントの目的	24
2.1 埼玉県戦略的環境アセスメントの目的	24
2.2 埼玉県戦略的環境アセスメントと説明責任及び透明性の確保	24
3. 埼玉県戦略的環境アセスメントの定義	25
3.1 埼玉県戦略的環境アセスメントの定義	25
3.2 埼玉県戦略的環境アセスメントと意思決定との関係	27
4. 効果的・効率的な多段階型環境アセスメントの実現	28
4.1 効果的な環境配慮の実現	28
4.2 効率的な環境配慮の実現	28
5. 対象とする計画等の範囲及び制度化の形式	28
5.1 対象範囲及び適用の時期についての基本的な考え方	28
5.2 対象範囲の拡大	32
5.3 制度化の形式	32
6. 予測・評価手法のあり方	33
6.1 予測・評価手法についての基本的な考え方	33
6.2 複数案の検討のあり方	34
6.3 社会経済面の影響の推計	36

6.4 累積的・複合的影響の評価.....	37
6.5 埼玉県戦略的環境アセスメントにおける予測・評価と政策評価の関係.....	38
7. 手続に参加する主体の役割.....	40
7.1 計画等の策定者.....	40
7.2 県民等.....	40
7.3 知事.....	41
7.4 市町村長.....	42
7.5 国や他の地方公共団体.....	42
7.6 情報の公開について.....	42
8. 手続のあり方.....	43
8.1 手続の構成.....	43
8.2 スクリーニング(対象とする計画等のふるい分け).....	43
8.3 個別の手続の実施計画の策定.....	44
8.4 スコーピング(予測・評価項目及び手法の絞り込み).....	44
8.5 県民等の関与(環境配慮の検討過程への参加).....	44
8.6 評価情報の考慮等.....	46
参考：計画づくりと埼玉県戦略的環境アセスメントの関わりのイメージ図.....	47
II. 総合的環境アセスメント(仮称)構想検討専門委員会.....	48
1. 総合的環境アセスメント(仮称)構想検討専門委員会設置要綱.....	48
2. 専門委員会名簿.....	49
3. 専門委員会の開催状況.....	50
III. 総合的環境アセスメント(仮称)基本構想骨子(案)に対する 県民意見の概要について.....	51
IV. 埼玉県戦略的環境アセスメントの検討スケジュール.....	53
V. 用語の解説.....	54

「用語の解説」について

「基本構想」及び「参考資料」の文章中で、難しい言葉や専門用語を使用している場合は、「参考資料」の「V. 用語の解説」でその解説を行っています。それらの言葉・用語には、初出時に「*」がついていますので、どうぞご参照下さい。



基	本
構	想

埼玉県戦略的環境アセスメント基本構想について

この「埼玉県戦略的環境アセスメント基本構想」は、埼玉県戦略的環境アセスメントのあり方に係わる基本的な理念と原則を示したものです。平成13年3月に公表した「総合的環境アセスメント（仮称）基本構想骨子（案）」に対する県民の皆さまの意見を踏まえ、骨子（案）を加筆・修正したものです。

また、この「基本構想」に示した基本的な理念と原則は、実施要綱等に基づく埼玉県戦略的環境アセスメントの事例の蓄積や、先進事例の検証などを行うなかで、よりよいものへと発展させていくべきものです。

なお、従来「総合的環境アセスメント」という仮称を用いて検討を進めてきましたが、国内外で戦略的環境アセスメントという用語が一般化したこと、県民から戦略的環境アセスメントという名称がふさわしいとの意見が寄せられたこと、埼玉県環境基本計画（平成13年3月）において戦略的環境影響評価制度と位置づけられたことなどを考慮して、「埼玉県戦略的環境アセスメント」という名称を用いることにしました。

1. 政策・計画策定段階の新たな環境配慮制度の必要性

● 環境配慮としての環境影響評価（環境アセスメント）

環境影響評価とは、環境に影響を与える可能性がある活動を実施しようとする場合に、その活動による環境への影響をあらかじめ調査・予測し、その評価を行って活動内容の決定や実施方法に反映させるための工夫のひとつです。

具体的には、環境影響評価は道路、鉄道、住宅団地などの開発事業を行うにあたって、その事業によって得られる利益や採算性だけでなく、環境に与える影響についても予めよく考え、可能な限りその影響を少なくしていく手続として行われます。鉄道の新設を例に取れば、まず事業者が新線の建設によって騒音、振動、生態系、景観、日照障害、電波障害などにどのような影響を与えるかを予測し評価します。そして、その結果を公表して広く意見を求め、その意見を踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画をつくっていくことになります。

● これまでの実績と残された課題

このような環境影響評価制度は、環境汚染の未然防止を図るため1970年代末期から先進的な自治体において導入が始まり、本県においても昭和56年（1981年）「埼玉県環境影響評価に関する指導要綱」を制定し運用を開始しました。その後、平成6年（1994年）の環境影響評価条例の制定などを経て、今日までに工業団地やゴルフ場の造成など約80件の環境アセスメントを実施しました。また、土地区画整理事業などの都市計画に関わる事業についても、建設省都市局長通達（昭和60年6月6日付）に基づいて約30件のアセスメントが行われました。

しかし、これらのアセスメントの実施を通じて、次のような課題が認識されてきました。

事業内容がほぼ固まってしまってから環境アセスメントが行われるため、実際に環境への影響を低減するために選択できる措置が限られてしまうこと

小規模な事業が多数行われることによる累積的な影響*や、複数の事業が同時に複合して及ぼす影響*が評価されないこと

これらの課題の解決には、現行の環境アセスメントを発展させた政策・計画策定段階での新たな環境配慮制度（戦略的環境アセスメント Strategic Environmental Assessment*）が有効と考えられています。

● 持続可能な発展という考え方

一方、環境政策の動向を見てみると、1960年代の公害対策から、自然保護、環境汚染の未然防止へと発展し、さらに1980年代後半からは地球環境の保全が新たなテーマとして加わり、将来世代のニーズを満たす能力を損なうことなく現代世代のニーズを満たしていくことを説く「持続可能な発展」という考え方が環境政策のなかで大きな位置を占めるようになりました。

この考え方が強調しているのは、第一に、社会の持続可能な発展は、環境面と社会経済面を統合することによってはじめて可能となるということです。図1はこの考え方をイメージとして示したものです。つまり、現在ある社会・経済の仕組みを前提にして、環境面で重大な問題が発生した部分についてのみ後追いの対応を採るのではなく、社会・経済の仕組みに環境への配慮を組み込んでいく必要があるということです。したがって、日常生活や事業活動のあり方そのものを環境への負荷の少ないものへと変え、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から転換していくことが求められています。

もう一つは、将来の世代に対し、私たちは、恵み豊かな環境を残していく義務があるということです。そのためには、一旦破壊してしまうと回復が困難な環境への影響をなるべく減らしていくように、あらかじめ配慮することが必要です。

このような認識に基づき、本県では平成6年（1994年）12月「埼玉県環境基本条例」を策定しました。この条例の基本理念において、環境の保全及び創造は、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持され、かつ、自然の物質環境を損なうことなく持続的に発展する社会が構築されるように推進されなければならないことがうたわれています。また、この条例に基づき平成8年に策定された「埼玉県環境基本計画」は、現在の社会経済情勢の変化や環境の状況に的確に対

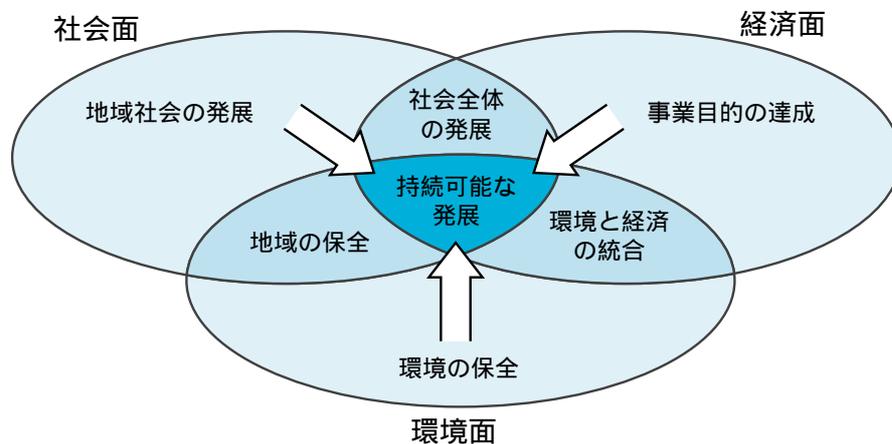


図1：環境面と社会経済面を統合した環境配慮のあり方

資料：寺田達志『わかりやすい環境アセスメント』(財)自然環境研究センター、平成11年)をもとに加筆・修正して作成。

応させるために見直しを行い、循環型社会の構築を図るための総合的な計画として平成13年3月に新たな計画として策定されております。

●意思形成過程における環境配慮

このように、現在、環境と人間活動との間に健全な関係を築き上げ、社会の持続可能な発展の基盤を整えていくことが重要な課題になっていますが、このことを翻っていうと、「ものごとを決めるに先だって、環境を守るためにより一層の工夫の余地が残されていないかを外部の情報に照らしながら検証する必要がある」と述べることができます。

地域社会にあっては、さまざまな解決すべき課題があります。それらを解決し、社会全体の発展を促すため、まず課題を把握して解決の方向性を与え(=政策策定)、それに基づき具体的な方策を準備し(=計画策定)、実際の行動に移します(=事業実施)。この一連の流れは、社会の中で意思が形成される過程でもあります。

持続可能な発展を目指す社会では、この事業実施に至るあらゆる段階で、環境配慮の工夫を凝らす必要があります。事業実施段階よりも上位(または早期)の段階において、戦略的環境アセスメントを実施することは、そのような工夫の一つといえます。

2. 埼玉県戦略的環境アセスメントの目的

現在、埼玉県では戦略的環境アセスメントの考え方を受け、「埼玉県戦略的環境アセスメント制度」の導入を検討しています。埼玉県戦略的環境アセスメントは、先に述べたアセスメント制度に残された二つの課題を解決するとともに、計画づくりなどの意思形成過程に環境配慮の視点を組み込み、持続的に発展することができる社会を構築することを目的としています。

アセスメント制度に残された二つの課題に取り組むためには、事業の内容が固まる前の段階から環境への配慮について検討を始めるとともに、累積的・複合的な影響が生じる場合は、必要に応じてそれらを予測・評価することが必要です。

また、ものごとを決めるより早い段階である政策・計画の意思形成段階で、環境への配慮を検討し、意思決定に組み込むことで、環境問題の発生構造そのものを改善したり、不可逆的な環境への影響をよりよく防止することを目指すことができると考えられています。

埼玉県戦略的環境アセスメントは、これらの取組を行うことで、究極的には、

持続的に発展することができる社会を構築することを目指しています。この考え方を図示したものが、図2です。

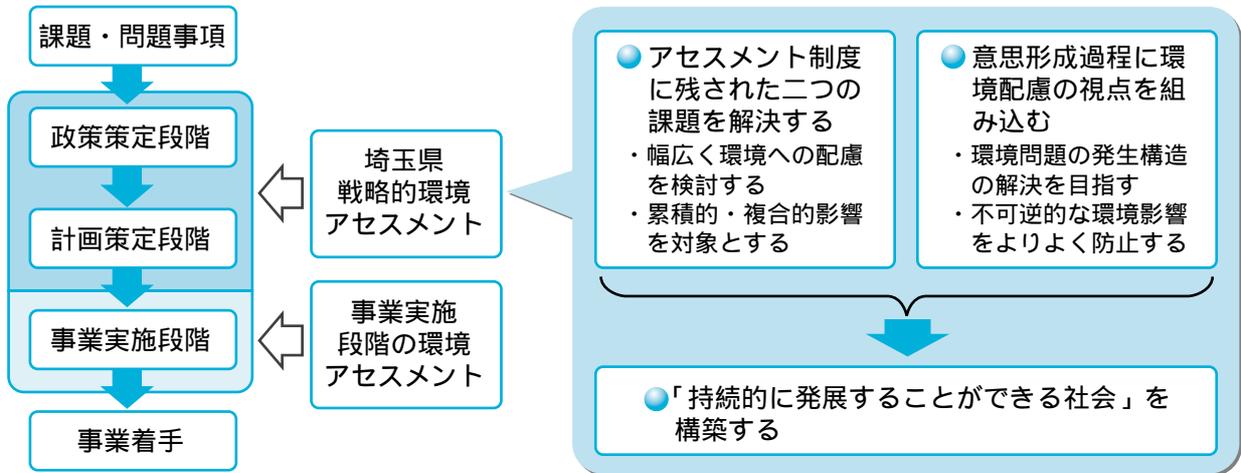


図2：埼玉県戦略的環境アセスメントの目的

3. 埼玉県戦略的環境アセスメントの定義

本構想では、埼玉県戦略的環境アセスメントを次のように定義することとします。なお、その具体的なあり方は、ものごとを決める個々の仕組みとアセスメント固有の原則とを勘案するなかで定められることとなります。

（埼玉県戦略的環境アセスメント）

計画等*の策定者が、環境面と社会経済面を統合したより適切な環境配慮の実現を目指すため、環境への重大な影響を及ぼすおそれのある計画等に関する意思決定を行う前の段階において、その計画等の実施に伴う環境面の影響の予測・評価を関連する社会経済面の影響の推計と連携しつつ行うプロセスである。

すなわち、埼玉県戦略的環境アセスメントとは、現行の事業の実施段階*より上位（または早期）の段階、つまり、政策や計画の意思形成段階において、環境・社会・経済のうち、環境を中心に据えて、関連する社会的側面・経済的側面も考慮することで、環境面への配慮を十分に幅広く検討し、環境配慮に関する情報を意思形成に組み込むプロセスです。

埼玉県戦略的環境アセスメントは、計画等の案を作成する過程（＝プロセス）のなかで、どのような環境への配慮のあり方があるのかを比較検討するもので、それ自体が計画等の意思決定ではありません。計画の原案を策定する際に、環境

面からどのような配慮を行うべきかを判断するための材料を提供するものです。

具体的に、計画の典型的な策定プロセスに即して考えてみると、まず、計画の策定者は、策定方針に基づいて社会・経済・環境など様々な要素を検討して複数の計画案を作成します。次に、これらの計画案に関する情報が公表されて埼玉県戦略的環境アセスメントが行われます。その結果、環境配慮に関する情報が形成されます。そして、この情報が計画の策定プロセスに戻され（ここで情報のフィードバックが行われます）、計画の策定者は、埼玉県戦略的環境アセスメントによって形成された情報を含め様々な要素を総合的に判断して案の絞り込み作業を行い、計画の原案を策定します。こうした計画の策定プロセスと埼玉県戦略的環境アセスメントの関係を示したのが図3です。

環境面と社会経済面を統合するとは、計画等の策定者が、埼玉県戦略的環境アセスメントによって形成された環境配慮に関する情報を判断要素に入れて計画の原案を策定することを意味します。翻っていえば、計画の原案の策定に対して、埼玉県戦略的環境アセスメントによって形成された情報が影響力をもちうるということです。

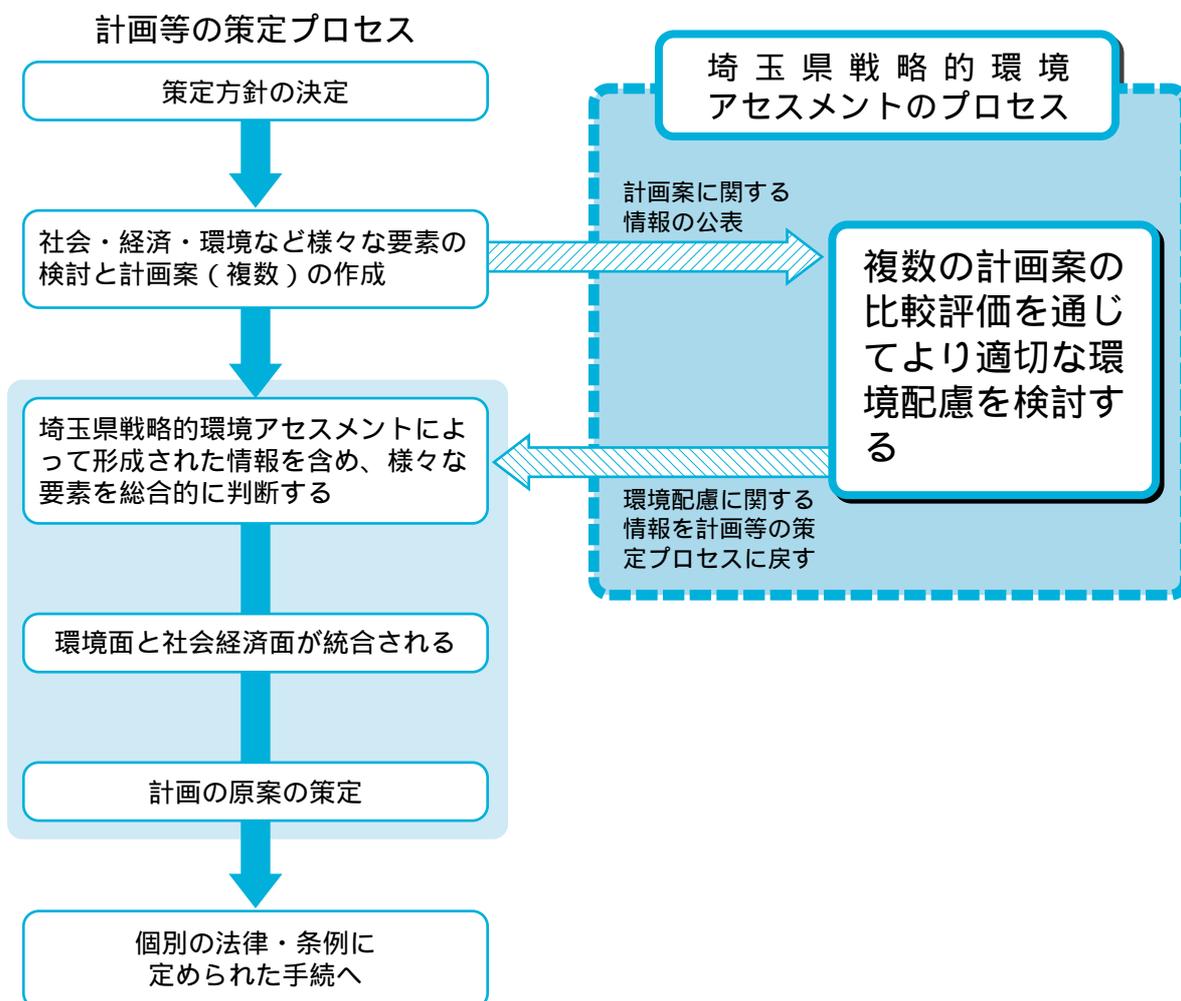


図3：計画等の策定プロセスと埼玉県戦略的環境アセスメントの関係

4. 効果的、効率的な多段階型環境アセスメントの実現

埼玉県戦略的環境アセスメントは、従来実施されてきた事業の実施段階における環境アセスメントと一体となって、より効果的・効率的な環境への配慮の実現を目指した多段階型環境アセスメントの仕組みを構成します。多段階型環境アセスメントは、現行の環境アセスメントに比べ、環境面の評価の領域を拡大し、社会経済面の影響の推計と連携するとともに、意思決定のより根元的な段階へさかのぼることによって実現されます。そのことを図示したのが図4です。

この多段階型環境アセスメントにおいては、政策、計画、事業実施など意思決定の各段階で、それぞれの段階にふさわしい環境配慮の内容を検討することができます。また、事業実施段階の環境アセスメントは、埼玉県戦略的環境アセスメントに基づく環境配慮を踏まえることで、環境配慮に係わる議論の混乱やそれによる手戻りを防ぐことができます。

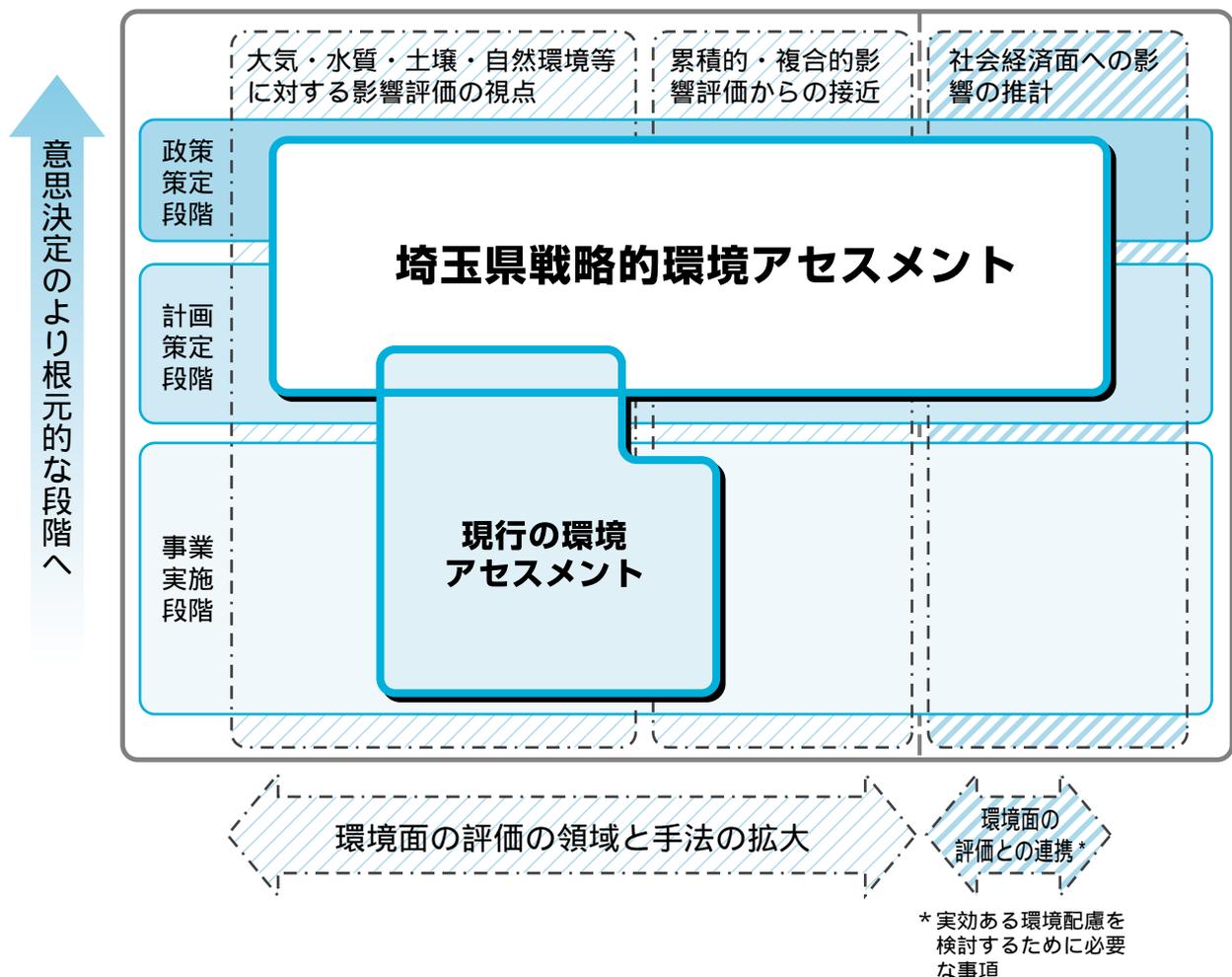


図4：次世代の多段階型環境アセスメントの構成イメージ

なお、各段階で環境配慮について検討することで、計画等の策定者に必要以上の負担が生じないように、対象とする計画等をふるい分けるスクリーニング*の手続、評価項目及び手法を絞り込むスコーピング*の手続、また、上位（または早期）の意思決定段階での評価結果を活用することなどにより、計画策定期間の延長及び費用の増大を抑えた仕組みとすることを目指します。

5. 対象とする計画等の範囲及び制度化の形式

● 対象とする計画等の範囲

埼玉県戦略的環境アセスメントにおいては、埼玉県域を対象範囲に含む形で策定される計画等のうち、環境の保全に重大な影響を及ぼすおそれのあるものについて、意思形成のより上位（またはより早期）段階において制度を適用することとします。

政策・計画段階で策定される計画等は、計画の特性を踏まえ、大まかに分類すると、個別事業の基本構想・計画、広域的な整備計画、土地利用系計画、大規模複合開発構想・計画、総合計画・条例など政策に係わるものなどがあります。

これらの計画や構想は、県、市町村、国、民間事業者がそれぞれ策定の主体となります。

適用範囲は、まず、県の計画のうち、個別事業の基本構想・計画を対象とします。また、適用範囲は硬直的に捉えず、事例を積み重ねながら拡大していくこととします。

● 制度化の形式

埼玉県戦略的環境アセスメントを実施するにあたっては、条例による制度化を基本とします。条例化することにより、この制度の理念と目的を明らかにし、関係者の役割と責務を明確に定めます。その際には、各計画等の策定プロセスなどの違いに即した形で制度化を行うこととします。

なお、政策や計画の策定段階での環境アセスメントの実施事例はまだ少ないことから、条例化するまでの間、要綱による事例の蓄積を踏まえる必要があります。

6. 予測・評価手法のあり方

● 予測・評価手法についての基本的な考え方

埼玉県戦略的環境アセスメントにおける予測・評価手法の基本的な考え方は以下のとおりです（図5参照）。

計画等の複数案について環境面からの比較考量等を原則として、環境アセスメントを実施します。

また、その際には、関連する社会経済面の影響の推計と連携させることとします。

累積的影響・複合的影響を検討しうることが埼玉県戦略的環境アセスメントに期待される機能の一つであるため、そのような観点からの予測・評価を可能とする手法を採り入れます。

埼玉県戦略的環境アセスメントにおける環境の範囲は、埼玉県環境基本条例の理念に基づき、また、埼玉県環境基本計画において取り扱っている範囲なども踏まえるなかで、現行の環境影響評価制度における調査、予測及び評価の項目より幅広い領域（安全、防災を含む）を扱うものとします。

個別の案件ごとに適切な予測・評価の項目及び手法を設定するものとします。その際には、計画等の種類や内容、対象地域に応じた、効果的・効率的な手法が採用される必要があります。

予測・評価の手法をより適切なものへと発展させることを目指し、予測・評価手法の具体例や手法の選定の考え方をまとめたガイドライン*を整備し、定期的に更新します。また、埼玉県戦略的環境アセスメントの実施に役立つ環境等の情報の整備を行います。

予測・評価手法のあり方

複数案の比較検討を行う

社会経済面の影響の推計を環境面の影響評価に連携させる

累積的・複合的影響の予測・評価が必要である

環境の範囲は事業段階の環境アセスメントより幅広く扱う

個別案件ごとに効果的・効率的な予測・評価項目及び手法を選定する

ガイドラインとデータベースを整備する

図5：予測・評価手法のあり方

● 複数案の検討のあり方

埼玉県戦略的環境アセスメントの特徴のひとつは、計画等について複数の案を設定し、それらを環境面・社会経済面から比較考量することで、より良い案を探ろうとすることにあります。

複数案の検討は、絶対的な評価基準の設定が困難ななかで、環境項目ごとに相対的に妥当な案を考えるため、計画等の策定において考慮される要素間に存在するトレードオフ関係*（経済性と生活環境保全、利便性と自然保護等）を示すため、県民等*が意見を形成するための適切な素材を提供するために必要です。

複数案は、計画等の策定段階に即した形で、計画等の目的や制約条件などを考慮に入れながら、環境配慮のあり方を検討するのに適した範囲・方法で、柔軟に設定することとします。例えば、より上位（または早期）段階の計画等においては、計画等の目的を達成する手段についての複数案などを、事業段階に近いレベルにおいては、施設の立地や構造・配置などの複数案を設定することが考えられます（図6参照）。

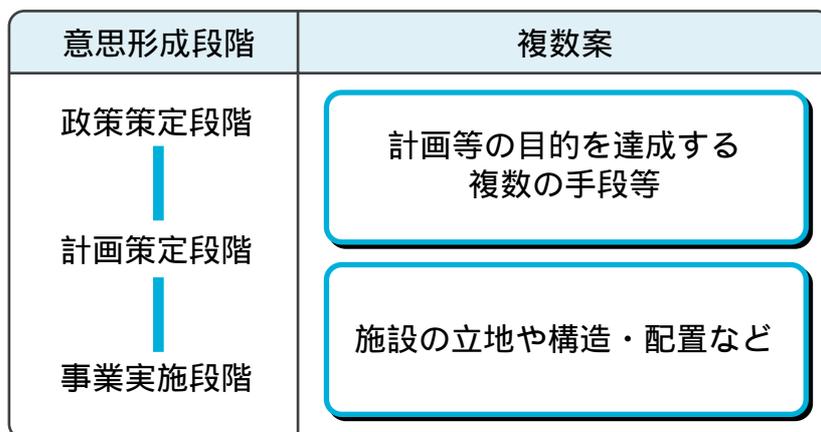


図6：意思形成の段階と検討される複数案との関係

また、複数案は、環境配慮のあり方について十分な検討ができるのであれば、必ずしも計画等の内容全てを対象にする必要はなく、重大な環境への影響が生じる可能性がある部分に検討内容を絞り込むこともできます。つまり、複数案は、計画全体についての代替案（パッケージ型代替案）として示されることもあり、計画等の一部についての代替案（パーツ型代替案）として示されることもあります。いずれの場合も、複数案の設定は、実際の検討内容に即して行われる必要があります。

なお、複数案の公開が、事業の執行を著しく困難にする場合には、計画等策定者は、その提示の仕方を一定の条件のもとで限定することができます。

さらに、計画等が実施されなかった場合の環境及び社会経済の状況の推移についても記述することで、複数案の環境等への影響がどの程度であるかをより明らかにするとともに計画等の必要性・有効性も明らかにすることとします。

●社会経済面の影響の推計

埼玉県戦略的環境アセスメントでは、関連する社会経済面の影響の推計を考慮しながら、環境面の影響の予測・評価を行うこととします。環境面の予測・評価のみに限定されれば、環境への影響の種類や程度との係わりにおいて、計画等の有効性や実施にかかる費用について検討することができないなど、実効ある環境配慮の検討とかけ離れ、持続的に発展することができる社会の構築を追求する埼玉県戦略的環境アセスメントの効果が十分に発揮されないと考えられます。

社会経済面の影響の推計においては、環境面の予測・評価を行う上で必要となる計画等が社会経済にもたらす影響（計画等の意図する効果のほかに、必要となる費用や、好ましくないと考えられる影響等を含む）について、計画等の内容や対象地域の社会経済等の調査結果に基づいて、種類ごとに明らかにすることを基本とします。

また、ここで推計とは、単に数値を示すことではなく、その数値にどのような意味があるのか、また、いかにして導き出されたのかを説明することも含みます。

なお、社会経済面の影響の推計については、あくまで、環境面の予測・評価に連携させることに意義があることから、埼玉県戦略的環境アセスメントの実施者に費用面等の負担を過度に強いるものであってはなりません。よって、計画等を策定する際に通常検討していると考えられる事項のうち、実効ある環境配慮の検討に必要な事項とすることを基本とします。また、社会経済面の影響の推計手法の検討や事例の蓄積に伴い、推計する手法や項目を見直すこととします。

●累積的・複合的影響の予測・評価

開発計画などによる環境の改変を許容できる水準（環境容量等）を捉える評価スケールを開発する必要があります。

また、他の計画等がどの程度環境に影響を与えるのか、さらに環境への影響を軽減するためにはどの程度の環境配慮が求められるかなどに関する事項を、計画等策定者が把握するための仕組みを検討する必要があります。

そして、累積的・複合的影響に対処するため、既存あるいは今後のさまざまな環境政策、土地利用の規制誘導方策などと連携・協働した総合的な取り組みを検討していくことが求められます。

7. 手続に参加する主体の役割

● 各主体の役割の基本的な考え方

埼玉県戦略的環境アセスメントは、当該計画等の策定に責任を持つ主体が自ら予測・評価するものです。また、予測・評価等の内容を適切なものとし、埼玉県戦略的環境アセスメントを効果的かつ有意義なものとするため、計画等の策定者と複数の主体（県民等（住民、NPO、専門家など）、知事、市町村長等）との間で、十分な情報交流が確保されることが不可欠です（図7参照）。このような情報交流を行うなかで、県民などの他の主体は、意思決定の際に考慮されるべき環境情報の形成に参加します。また、情報交流を円滑に進めるために、計画等の内容及び埼玉県戦略的環境アセスメントの予測・評価等に係わる情報は、原則として公開することとします。

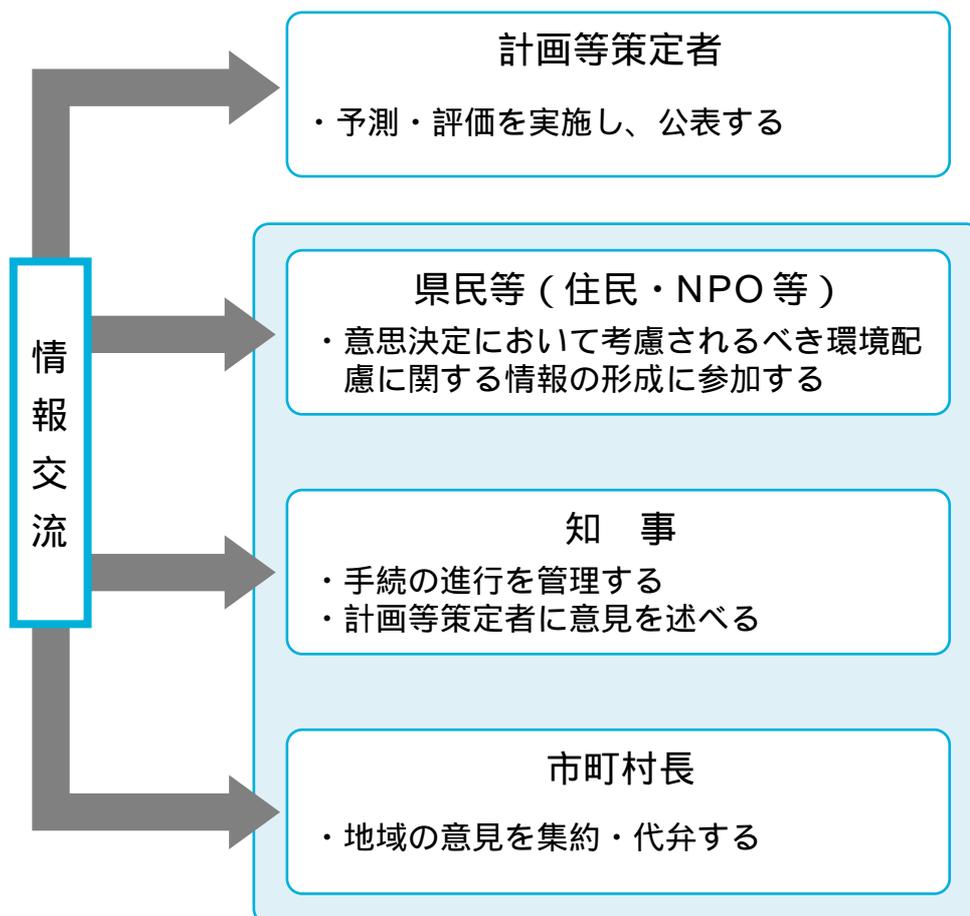


図7：手続に参加する主体の役割

● 計画等の策定者

計画等の策定者は、実行可能な範囲内で、環境への影響をできる限り回避・低減するよう十分な検討を行ったうえで複数案を設定し、評価主体として予測・評価を行うとともに、戦略的環境アセスメントによって形成される情報を意思決定において考慮することとします。

● 県民等

県民等は、情報交流を通じて意思決定の際に考慮されるべき環境情報の形成に参加することで、よりよい環境配慮の追求に貢献する重要な役割を担います。県民等の関与は、同時に、埼玉県戦略的環境アセスメントの手續の公正さを向上させる観点からも要請されるものです。参加の方法には、単に意見を提出するだけでなく、様々な方法が考えられます（「8. 手續のあり方」を参照）。

なお、環境配慮についての情報は、地域の住民に限らず、専門家やNPOなど様々な主体が保有していると考えられるので、関与する県民等の範囲は限定しないこととします。

● 知事

知事は、予測・評価等の内容の客観性、妥当性を高めるとともに、制度の信頼性を形成するために、手續の運営及び予測・評価等の内容の調査検討等を行います。そのため、手續の初期の段階から適切な知事の関与が必要です。なお、知事は、調査検討の際に学識経験者で構成された審議会に意見を求めることとします。

● 市町村長

市町村長は、当該地域の環境について詳細に知りうる立場にあり、その保全と創造に係わる施策を策定し、実施する役割を担っており、地域の意見を集約的に代弁することができます。よって、埼玉県戦略的環境アセスメントにおいても基礎的な自治体の代表として必要な段階で意見を述べるなどの役割を果たすことが期待されます。

● 国や他の地方公共団体

埼玉県戦略的環境アセスメントの対象とする計画等が、県域を越える影響をもたらすような場合には、必要に応じ国や他の都県等との協力が必要となります。

8. 手続のあり方

● 手続の原則

埼玉県戦略的環境アセスメントの手続は、公開を原則とします。公開で環境への配慮について検討することにより、より多くの環境配慮に関する情報を集めることができ、その結果、評価の客観性、信頼性が向上します。また、計画等をつくりあげる段階（意思形成過程）における環境配慮についての説明責任を果たすことができると考えられます。

● 手続の構成

埼玉県戦略的環境アセスメントの手続には、スクリーニング、スコーピング、複数案の予測・評価、県民・知事等の関与、調査検討、評価情報の考慮など、いくつか重要な構成要素があります。一方で、手続は対象とする計画等の策定プロセスに柔軟に適應したものでなければなりません。

制度化の際に、知事は、埼玉県戦略的環境アセスメントの対象となる計画等に共通して必要とされる手続の基本的な要件を定めることとします。また、計画等策定者は、個別の計画等ごとにスコーピングの前段階で、以後の詳細な手続について定めることとします（図8参照）。

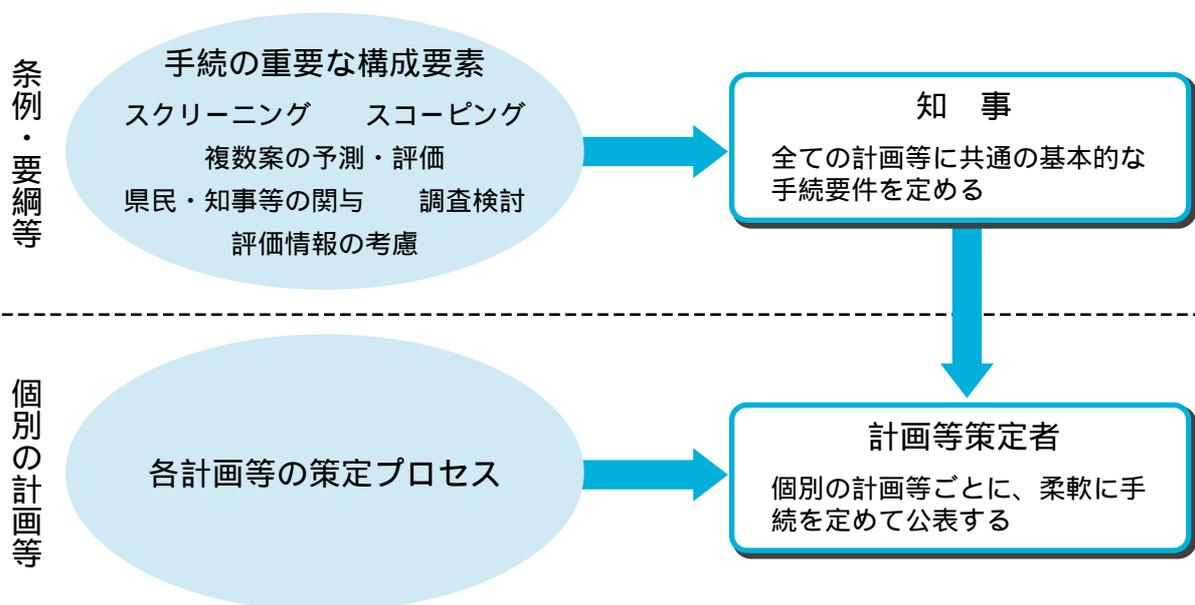


図8：手続の構成の考え方

●スクリーニング（対象とする計画等のふるい分け）

実施対象を具体的に定めるスクリーニングについては、

- ・実施すべき対象を網羅すること、特に、重大な環境への影響を及ぼす恐れのある計画等が確実に実施対象として選定されること
- ・その反面、詳細な予測・評価の必要性がないものを除外することで、埼玉県戦略的環境アセスメント全体の費用対効果を高めること

という2つの要求に応えるとともに、柔軟なプロセスの実現を可能とするものでなければなりません。

具体的な方法としては、大まかに対象範囲を定めただうえで、実際に埼玉県戦略的環境アセスメントを適用するのか否かについては、個別の計画等ごとに判断する方法と、あらかじめ対象とする計画等を厳密に定めておく方法があります。

●個別の手続の実施計画の策定

計画等策定者は、計画等の策定プロセスに即した形で、埼玉県戦略的環境アセスメントの個別の手続の実施計画を定め、公表します。

●スコーピング（予測・評価項目及び手法の絞り込み）

計画等の策定プロセスの中では、計画等の内容について様々な選択肢が検討されています。スコーピングでは、計画等策定者が計画策定プロセスのなかで検討している複数案に基づき、対象とする計画等の策定内容や熟度などに応じて予測・評価項目や手法を絞り込みます。

スコーピングにおいては、予測・評価を含む埼玉県戦略的環境アセスメントの検討内容の枠組みが定まることから、県民等が関与して、実行可能な範囲内で、環境への影響をできる限り回避・低減するよう十分に検討されているか否か、また、より適切な予測・評価項目及び手法が設定されているか否かについて、意見を述べることができます。

●県民等の関与（環境配慮の検討過程への参加）

複数回もしくは継続的な県民等の関与を行うことにより、計画等の策定者と県民等相互の情報交流を促進することを基本とし、必ずしも両者の合意形成を目的とするものではありません。

県民等の関与については、計画等策定者は、単に説明会を実施するだけでなく、アンケートやワークショップによる地域住民の意向の把握や、インターネットを活用した双方向のコミュニケーションなど様々な手法を活用し、実効性を高

めることが推奨されます。

計画等策定者は、計画等の策定プロセスに即した形で、実効性の高い県民等の関与を実施するために、個別の手續の実施計画を策定するなかで、県民等の関与の実施計画についても策定することとします。

なお、埼玉県戦略的環境アセスメントは、県民の意思を県施策等の立案過程に反映させるための県民コメント制度と、県民等の関与の仕方において重複する部分もあるため、県民の立場に立った合理的な制度の運用が確保されるよう配慮してまいります。

● 評価情報の考慮等

環境配慮の仕方にまだ工夫の余地があるとすれば、それを実現させようとするのが環境アセスメントの持つ社会的な意義です。したがって、埼玉県戦略的環境アセスメントにおいて形成された評価情報は、対象となった計画等の決定に当たり考慮される必要があります。計画等策定者は、埼玉県戦略的環境アセスメントの評価情報を計画等に反映させた内容（または反映しなかった場合は、その理由）を公表する機会を確保しなければなりません。

早期の制度化に向けて

埼玉県戦略的環境アセスメントと現行の事業アセスメントによって形作られる多段階型の環境アセスメントは、より環境に配慮した人間活動を指向するという点で大きな潜在力と可能性をもった仕組みです。

戦略的環境アセスメントの制度化にあたっての根本的な問題は、「どのような計画等を、どの段階で、どのような方法によって予測・評価を行うのか」ということに要約されます。そして、この問題に対する答は、先進的な取組とその結果に対する検証という相互作用のなかにのみ見出されると考えられます。

本県における戦略的環境アセスメントの試みは、こうした探求の第一歩を踏み出そうとするものです。